

令和2年6月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

令和2年6月10日

令和2年6月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

| | | |
|--------|------------------------------|---|
| 議案第11号 | 請負契約の締結について…………… | 3 |
| 議案第12号 | 伊那市税条例等の一部を改正する条例…………… | 4 |
| 議案第13号 | 令和2年度伊那市一般会計第3回補正予算について…………… | 7 |

請負契約の締結について

富県小学校給食調理場改築建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 富県小学校給食調理場改築建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 1 5 8 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (内消費税 1 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 伊那市中央 4 1 7 番地 1 株式会社ヤマウラ伊那支店 支店長 山本 勇司 |

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

富県小学校給食調理場改築建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 18 年伊那市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

20 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第 15 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 23 条 第 9 条第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第 10 条第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 10 条第 2 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第 2 条 伊那市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 20 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指

定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(伊那市都市計画税条例の一部改正)

第3条 伊那市都市計画税条例(平成18年伊那市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第4条 伊那市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

(伊那市国民健康保険税条例の一部改正)

第5条 伊那市国民健康保険税条例(平成18年伊那市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例)

18 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等で、国民健康保険税の納税義務があるものに対する令和元年度及び令和2年度に課する国民健康保険税の減免に係る申請書の提出については、第27条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊那市税条例附則第10条、第10条の2及び第23条の規定並びに第3条の規定による改正後の伊那市都市計画税条例附則第14項の規定は、令和2年4月30日から適用する。

令和2年6月10日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行等に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

令和 2 年度伊那市一般会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市一般会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 10 日提出

伊那市長 白 鳥 孝